第九条の二　法別表第一の十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第一条のあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許若しくはきゅう師免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律によるあん摩マッサージ指圧師免許証若しくはあん摩マッサージ指圧師免許証明書、はり師免許証若しくははり師免許証明書又はきゅう師免許証若しくはきゅう師免許証明書に関する事務

三　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第九条第一項のあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師の免許の取消し又は業務の停止に関する事務

四　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第十九号）第三条第一項のあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第四条第一項若しくは第二項のあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

［新設］

第九条の三　法別表第一の十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項の栄養士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　栄養士法による栄養士免許証に関する事務

三　栄養士法第五条第一項の栄養士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

四　栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）第三条第一項の栄養士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五　栄養士法施行令第四条第一項若しくは第三項の栄養士の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

［新設］

第九条の四　法別表第一の十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　栄養士法第二条第三項の管理栄養士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　栄養士法による管理栄養士免許証に関する事務

三　栄養士法第五条第二項の管理栄養士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

四　栄養士法施行令第三条第三項の管理栄養士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五　栄養士法施行令第四条第二項若しくは第三項の管理栄養士の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

［新設］

第十条　法別表第一の十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

第十条の二　法別表第一の十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第二条の医師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　医師法による医師免許証又は臨床研修修了登録証に関する事務

第十条　法別表第一の十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　同上］

［新設］